鳥取市環境審議会（平成２６年度第２回）　議事録

１．日　時　平成２６年１０月１０日（金）１３：３０～１５：００
２．場　所　鳥取市役所本庁舎６階全員協議会室
３．出席者　（委員）
　　岡崎会長、房安副会長、杉本委員、藤沼委員、竹本委員、山内委員、
　　牛尾委員、手島委員、平尾委員
　（事務局）
　　牧課長、米村参事、鈴木課長補佐、川上係長、房安主幹、藤井主任
４．審議事項
　（１）一般廃棄物処理手数料の見直しについて
　　① 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）
　　② 可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）
　　③ 大型ごみ処理手数料
　　④ 特定家庭用機器廃棄物処理手数料
　　⑤ 動物の死体処理手数料
５．議事録署名委員選出　山内委員、牛尾委員
６．議事概要　以下のとおり（注：発言内容は一部要約して掲載しています）

発言者	発言内容
事務局	定刻になりましたので、只今から、平成２６年度第２回鳥取市環境審議会を開会いたします。
牧課長	（あいさつ）
会長	（あいさつ）
事務局	それでは、これ以降の進行につきましては、岡崎会長に議長をお願いいたします。
会長	それでは、審議会日程３番目は議事録署名委員選出となっています。今回は、山内委員、牛尾委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。 ４番目の議事に入ります。一般廃棄物処理手数料の見直しについて、①可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）について、事務局から前回からの議論の説明をお願いします。
事務局	（説明）
会長	ありがとうございました。現状の処理料金を維持するということで前回資料のＰ１２のとおり事務局が案を出されましたが、質問、ご意見等ありましたらお願いします。 前回の資料になりますが、これまでの成果として、家庭ごみの有料化によりごみの総排出量が約１９％減少しました。家庭系の可燃ごみは約２４％減少したとのご説明でしたが、家庭ごみの有料化ということで市民の方に経済的なインセンティブ（動機付け）を持っていただくことで家庭ごみを減らすことができました。

発言者	発言内容
	一方で、家庭系以外の部分は、家庭ごみに比べて減少していないということですが、家庭系以外のごみについて力を入れるべきではないか、というような議論は市の中ではどうなっているのでしょうか。
事務局	ご指摘のとおり、家庭系ごみ以外の事業系ごみの量がなかなか減っていないというのが実情でございます。このことについては、本市の議会からもご質問があり、生活環境課では事業系ごみの減量化に取り組むため、現在実施しているところです。その一つとして、ごみの減量化に取り組んでいる事業所に対して優良事業所認定制度を設け、現在２２社を認定しております。 他には、従業員数が１００人以上の大量排出事業所に対して会社訪問し、減量化の努力をしていただくようにお願いしております。また、従業員数が１００人以下のごみ排出量の業者についても、アンケート調査で現状の把握を行い、この秋から事業所訪問を進めているところです。
事務局	事業系の可燃ごみには、分別できる紙ごみが多く含まれている実情があります。この紙ごみを分別し、リサイクルする習慣をつけていただくようにお願いするため、今後、市内の古紙を扱う業者を紹介したチラシを作成し、事業所訪問により呼びかけを行っていきたいと考えております。
委員	料金がこのままというのは賛成ですが、ひとつお願いがあります。ごみ袋のレイアウトの印刷を変える場合、例えばごみ袋の（大）は１枚６０円ですが、これはごみ処理のほんの一部の経費だということを強調してごみ袋に書いていただきたい。ごみ袋（大）１枚６０円を出せば、ごみ処理が全てできるのではないかと思われている人が、かなりいると思います。「本当は、これはごみ処理経費の一部にすぎないんだよ。」ということを意識していただくためにも、明確に書いといた方がいいのではないかと思います
事務局	各ごみ袋１枚１枚に印刷するということでしょうか。
委員	外袋でもよいので、もし印刷を改訂する場合には、そのようなことを書いていただきたい。
事務局	検討したいと思います。
会長	他にご意見はありませんか。①については、現行の価格を据え置くという形で答申（案）を事務局で次回用意していただき、次回審議していく形で進めさせていただきたいと思います。 次の②可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）について、事務局の方からご説明をお願いします。
事務局	（説明）
会長	現在、４つの施設に市民、事業者が直接持ち込んでいるごみがあります。これについては、現行「１０ｋｇごとに１２０円」の料金を据え置きということでしたが、これについて皆さんからご意見、質問をお願いします。
委員	平成２９年度に河原に新可燃物処理場建設という話が上がっており、それまでの値段をどうするかということですが、これは鳥取市だけで審議をするというこ

発言者	発言内容
	とで良いのでしょうか。鳥取市は「１０ｋｇごとに１２０円」ですが、他の町については、１００円だろうが１３０円だろうがかまわないということでしょうか。
事務局	今回ご審議いただくのは、市内にある神谷清掃工場をはじめとする４施設への搬入手数料です。 現在のところ、東部圏域にある可燃物処理施設は市内４施設だけになっていますので、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町のごみを受け入れしています。この４町からは協定に基づいて、焼却事務委託経費として負担金をいただいていますので今回の搬入手数料とは別になります。 今回、審議していただいている手数料で平成２７年度、２８年度は進めていくことになります。平成２９年度以降は、鳥取県東部広域行政管理組合（以下「東部広域」）が作る新しい可燃物処理施設となりますので、「東部広域」で決められた搬入手数料に基づき支払うということになります。 ステーションごみについても、現在は本市の神谷清掃工場等に搬入していますが、新しい可燃物処理施設ができたらそちらへ搬入することになり、それらに係る経費は「東部広域」へ負担金として払っていくことになります。
委員	実は「東部広域」の同じような会議に出席しており、同じような諮問がされて審議をしているところで、少し混乱をしたことからそのような質問をしました。
事務局	東部圏域については、可燃物処理施設が鳥取市内の施設だけのため、他の町は鳥取市に搬入するという形になります。 燃えないごみについては、鳥取県東部環境クリーンセンターが「東部広域」管理の処理施設のため、「東部広域」の料金審議会により決められていると考えています。
委員	家庭系ごみステーションの処理経費と直接搬入の処理経費と単価がかなり違うようですが、値段的に言いますと、家庭系の可燃ごみ指定袋（大）４５ℓで１枚６０円、１０ｋｇ程度は入ると考えられますので、搬入手数料はこの倍くらいの値段になります。このことで搬入者から高いのではないかとか、何か苦情等とはありませんか。
事務局	今のところ、特にそのようなご意見はお聞きしておりません。
会長	先ほどの説明ですと、直接搬入の可燃ごみのかなりの部分が事業系という説明でした。一般市民が持ち込むのはほんのわずかですが、ここの金額を上げ下げすると、事業系のごみ処理体系にすごく影響があるという理解でよろしいでしょうか。
事務局	搬入手数料を値上げすると、どちらかと言えばリサイクルの方に進んでいくという可能性もあると思いますが、その場合は収集運搬許可業者の経営体質が悪化することも考えられます。搬入手数料が値上げされたからといって、お客様から同じように値上げ分の料金をもらうというのは、なかなか難しい場合もあると思いますので、そのあたりは慎重に検討すべきだと考えております。
会長	細かい話ですが、Ｐ１８の表の中で、処理原価の欄で１ｔあたり現行が１１，９

発言者	発言内容
	４０円あたりで設定されています。実績欄を見ますと平成２２年度～２５年度とかなり変動があるようですが、この原因はどういったものがあるのでしょうか。
事務局	処理原価の変動についての主な要因は、清掃工場の定期修繕費の増減によるものです。平成２４年度が他と比べて大きくなっていますが、これは平成２９年度に新しい施設ができることを想定し、現在の施設を持たせるための修繕計画を立て、必要な定期修繕をそこに集中させたものです。 また、年ごとの増減要因につきましては、必要最低限の定期修繕として経費削減を行っていますが、それぞれの耐用年数の違いで年ごとに修繕の必要箇所が異なるため、このような差が出ております。
会長	このくらいの変動を頭に置きながら、料金を考えていくということと受け止めました。他にご意見はありませんか。 ②についても、現行の価格を据え置くという形で答申（案）を事務局で用意していただき、次回審議していく形で進めさせていただきたいと思います。 次の③ 大型ごみ処理手数料について、前回の資料ですとＰ２１からとなりますが、事務局の方からご説明をお願いします。
事務局	（説明）
委員	大型ごみ処理原価で１９円から２４円に上げたいということですが、市民の負担から考えると、業者に取りに来てもらう金額は値上がりするという考え方ですか。
事務局	資料のＰ２４を見ていただきたいのですが、品目ごとの「大型ごみ処理手数料の算定料金」＝「大型ごみ処理原価」×「平均重量」＋「分別解体作業費」ということで、１９円が２４円になるというのは、「分別解体作業費」のことであり、「大型ごみ処理原価」については現行どおりになります。 大型可燃ごみを神谷清掃工場等に直接搬入された場合は、１０ｋｇあたり１２０円となりますが、運ぶ手段がない場合は、旧鳥取市内ですと、鳥取市環境事業公社内にあります大型ごみ受付センターに電話していただきましたら、家具・寝具類の下駄箱で「幅及び高さの合計が２ｍ未満のもの」であれば、現行５００円から改定案７００円と２００円増ですが、この手数料を払ってもらえば、業者が取りに来て持ち帰っていく料金ということになります。他には同じ下駄箱でも「幅及び高さの合計が３ｍ以上のもの」だと現行５００円から改定案１，４００円と９００円増となるものあります。 一方で、食器棚の中には現行１，３００円が改定案１，１００円と２００円減になるものもあり、あくまでも先ほどの計算式に基づき出したものがこの金額になります。
会長	一つ確認ですが、現行の料金設定の時もこの計算式を使っているのでしょうか。
事務局	そのとおりです。ただし、処理従事者や利用者からもう少し内容を検討してほしいというようなご要望があったことから、今回反映しております。例えば、下駄箱の規格が、現行では２段階だったところを３段階にしたことや、趣味用品の

発言者	発言内容
	中で「釣り竿５本まで」となっていますが、現行では１本５００円だったものを「５本まで５００円」としています。
会長	実態に合わせて、より丁寧に料金表を改めたというような理解でしょうか。
事務局	そのようなご理解をいただきたいところです。
委員	分別解体作業費が加算されるのですが、下駄箱なら下駄箱の原型のまま、あるいは自分で解体したものとでは、手数料の取り扱いは変わりますか。
事務局	基本的には、定められた大型ごみの品目で回収に伺います。 ただし、例えば「２ｍ未満」の下駄箱の場合は７００円となりますが、破損等が理由で解体されたものを出される場合は、手数料が異なる場合がまれにあります。ここに記載していない大型ごみの品目として木切れ、ガラス等の品目があり、これについては重量ごとに決まった料金設定をしています。しかし、原則はこの大型ごみの品目で市民の皆様へ説明をしていきたいと考えております。
委員	大型ごみで、例えば５０ｃｍ未満に分解すると、ごみステーションに出せるのですか、それではだめだということですか。
事務局	破損等の理由により、５０ｃｍ未満に分解され、ごみステーションに出されていれば回収しています。
会長	他にご意見はありませんか。処理原価については据え置き、分別解体作業費については、１分につき１９円から２４円へ変更を行うとのことです。これを基に計算するのですが、「各品目で、より実態に合わせたきめ細かな計算を行い、値上げもあれば値下げしたものもある。」という改定案になっていますが、こういった方針で答申（案）をまとめていただくということでよろしいでしょうか。 それでは、次の④特定家庭用機器廃棄物処理手数料について、前回のおさらいも込めて簡単にご説明をお願いします。
事務局	（説明）
会長	これは、きめ細かく料金設定し、ある意味値下げとなっており、市民の方へのサービスを手厚くするということですがいかがでしょうか。 特にご意見がないようでしたら改定案のとおり、答申（案）をまとめていただき、次回ご審議していただくという形にさせていただきたいと思います。 それでは、最後の⑤動物の死体処理手数料について、こちらも前回のおさらいも込めて簡単にご説明をお願いします。
事務局	（説明）
会長	動物の死体を持ち込むのは一般市民の方でしょうか、それとも業者の方でしょうか。また、実績としては年間どれくらいの件数があるのでしょうか。
事務局	年間約１，５００頭処理していることになります。一般的には、道路で轢かれて死んだ犬・猫等が大多数であり、道路の維持管理を受けている業者が搬入しています。
委員	ペットの死体は廃棄物ではありません。不要なものでないと廃棄物処理法は適用されません。いろいろな業者がやっていますが、廃棄物焼却炉の許可がいりま

発言者	発言内容
	せん。 　また、動物の死体の中にも二つありまして、道路で死んだ犬猫は一般廃棄物として焼却炉で焼くのですが、家畜の場合は伝染病の関係がありますので特別な扱いを受けることとなっています。
会長	他にご意見はありませんか。特段ご意見がなければ、この方向で答申（案）をまとめていただくこととします。 　次回の審議会では、答申（案）を基にご議論いただき、最後、確認・了承していく形にさせていただきたいと思います。